

新潟市水道局分課規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月31日

新潟市水道事業管理者

水道局長 井浦 正弘

新潟市水道局管理規程2号

新潟市水道局分課規程の一部を改正する規程

新潟市水道局分課規程（平成19年新潟市水道局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条経営企画部経営管理課の項中「企画管理係 財務係」及び経営企画部計画整備課の項中「計画第1係 計画第2係 整備係」を削る。

第4条経営企画部経営管理課の項及び経営企画部計画整備課の項を次のように改める。

経営管理課

- (1) 局の事務事業の総合調整に関する事。
- (2) 課の所管事務事業に係る調整に関する事。
- (3) 事業経営に係る基本計画の企画、立案及び進行管理に関する事。
- (4) 事業経営に係る基本計画の施策・事務事業の目標管理及び評価に関する事。
- (5) 事業経営に係る重要施策の調査研究及び企画に関する事。
- (6) 水道事業経営審議会に関する事。
- (7) その他事業経営に係る資料の収集、調査及び研究に関する事。
- (8) 防災対策及び危機管理に関する事。
- (9) 環境対策の計画及び推進に関する事。
- (10) 特命事項に関する事。
- (11) 部内他課の所管に属しない事項に関する事。
- (12) 課の庶務に関する事。
- (13) 財政統計（経営分析指標の作成を含む。）及び財政計画に関する事。

- (14) 予算編成及び執行監督に関すること。
- (15) 業務状況説明書及び事業報告書の作成に関すること。
- (16) 企業債の借入及び償還に関すること。
- (17) 剰余金の処分及び積立金に関すること。
- (18) 固定資産の管理及び運用に関すること。

計画整備課

- (1) 課の所管事務事業に係る調整に関すること。
- (2) 事業認可に関すること。
- (3) 水資源の確保に関すること。
- (4) 水需要予測に関すること。
- (5) 給水区域に関すること。
- (6) 水道施設の長期計画及び水道施設の計画の調整に関すること。
- (7) 水道施設の整備（新設，更新，耐震及び撤去をいう。）の基本計画に関すること。
- (8) 水道施設の調査及び研究に関すること。
- (9) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に関連する事務の総括に関すること。
- (10) 課の庶務に関すること。
- (11) 管路に係る事業及び統計の総括に関すること。
- (12) 管路計画（管路の新設，更新及び耐震化の計画をいう。）の総括に関すること。
- (13) 管路の調査及び研究に関すること。
- (14) 配水管理に係る計画及び調整に関すること。
- (15) 水道施設（管路を除く。）の整備（新設，更新，耐震及び撤去をいう。）の実施計画に関すること。
- (16) 水道施設（管路を除く。）の整備（新設，更新，耐震及び撤去をいう。）に係る設計，施行及び監督に関すること。

第6条第2項中央事業所料金課の項中「管理係 料金係」及び同項秋葉事業所料金課の項中「管理係 料金係」を削る。

第6条第3項中央事業所料金課の項を次のように改める。

料金課

- (1) 課及び営業所の所管事務に係る調整に関する事。
- (2) 検針及び徴収に関する事務の委託に関する事。
- (3) 課の庶務に関する事。
- (4) 水道使用の申込みその他水道使用関係諸届の受理に関する事。
- (5) 水道使用量及び下水道使用量の計量、認定及び苦情処理に関する事。
- (6) 水道料金、下水道使用料及び公設浄化槽使用料の清算に関する事。
- (7) 水道メーターの弁償に関する事。
- (8) 使用済み水道メーターの受取及び整理に関する事。
- (9) 水道料金、下水道使用料及び公設浄化槽使用料その他諸収入金の徴収及び還付に関する事。
- (10) 水道料金その他諸収入金の滞納整理並びに下水道使用料及び公設浄化槽使用料の督促に関する事。
- (11) 停水処分にに関する事。

第6条第3項中央事業所工務課管路整備係の項中第2号を削り、同項工務課給水係の項中第2号中「協議」の次に「並びに設計、施行及び監督」を加える。

第6条第3項中央事業所維持管理課鉛管対策係の項中第2号を第3号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (2) 水道メーター（鉛製給水管の更新を伴うものに限る）の取替に関する事。

第6条第3項秋葉事業所料金課の項を次のように改める。

料金課

- (1) 課の所管事務に係る調整に関する事。

- (2) 検針及び徴収に関する事務の委託に関すること。
- (3) 課の庶務に関すること。
- (4) 水道使用の申込みその他水道使用関係諸届の受理に関すること。
- (5) 水道使用量及び下水道使用量の計量，認定及び苦情処理に関すること。
- (6) 水道料金，下水道使用料及び公設浄化槽使用料の清算に関すること。
- (7) 水道メーターの弁償に関すること。
- (8) 使用済み水道メーターの受取及び整理に関すること。
- (9) 水道料金，下水道使用料及び公設浄化槽使用料その他諸収入金の徴収及び還付に関すること。
- (10) 水道料金その他諸収入金の滞納整理並びに下水道使用料及び公設浄化槽使用料の督促に関すること。
- (11) 停水処分に関すること。

第6条第3項秋葉事業所工務課管路整備係の項中第2号を削り，同項工務課給水係の項中第2号中「協議」の次に「並びに設計，施行及び監督」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は，平成30年4月1日から施行する。

(役職の変更措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において，附則別表の左欄に掲げる役職発令のなされているものについては，別に発令のあったものを除くほか，施行日付けをもって同表の右欄に掲げる役職発令があったものとする。

附則別表

経営企画部計画整備課計画第1係長	経営企画部計画整備課主査
中央事業所料金課管理係長	中央事業所料金課主査

秋葉事業所料金課管理係長

秋葉事業所料金課主査